

平成26年度五泉市国民健康保険事業計画

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持増進を図るため、平成26年度五泉市国民健康保険事業計画として、「1. 事業運営上の課題」を整理し、「2. 平成26年度の重点項目」を設定して解決に努め、「3. 具体的な事業の実施」を行う。

1. 事業運営上の課題

- ①25年度において一般会計からの法定外繰入を繰入せずに収支均衡したが、今後も厳しい財政状況が見込まれる。
- ②26年度において国保税の改定の検討を行うにあたり、十分に被保険者の理解を得る必要がある。
- ③収納率向上対策推進事業を実施し、引き続き収納率の向上に努める。
- ④特定健康診査等実施計画（第2期計画）による特定健診・特定保健指導について、引き続き受診率の向上を図る。
- ⑤国民健康保険の健全な運営と被保険者の健康保持増進を図るため、関係各課と連携協力し、各種事業を実施する。
- ⑥国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針が一部改正されたことから、対応する必要がある。

2. 平成26年度の重点項目

- ①26年度において国保財政の運営について、27年度からの国保税率の改定を含めて十分に被保険者の理解を得るよう検討する。
- ②収納率の向上を図り、少なくとも予算編成時の予定収納率を確保する。
【目標値 現年医療一般93.3%】
- ③特定健診・特定保健指導の実施に際し、未受診者の家庭訪問、無料クーポン券の配付や広報の充実等により、受診率の向上を図る。
【目標値 特定健診実施率 40.0% 特定保健指導実施率 30.0%】
- ④レセプト点検では、点検時間の確保（140H/月）、レセプト管理システムの活用により、単月・縦覧点検を実施する。
【目標値 内容点検効果率0.08%】
- ⑤ジェネリック医薬品差額通知の送付により、ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費の削減を図る。
- ⑥健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画（データヘルス計画）の策定を目指す。

3. 具体的な事業の実施

国民健康保健事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持増進を図るため次の事業を実施する。

健康づくり事業

区分	実施内容	時期	担当課
特定健康診査・特定保健指導	<p>①特定健康診査等実施計画の「第4章実施方法」により実施する。 集団健診と個別健診の併用により行う。 健診日程 集団健診（前期） 6／6～7／13（29日間 延べ51会場） 〃 （後期） 11／7～16（5日間 延べ8会場） 内、日曜健診：6日間（6月：2日間、7月：2日間、11月：2日間） 個別健診 6／6～3／31（市内の17医療機関及び市外の3施設で実施） ※ 受診率向上を図るため、年度末年齢40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳の対象者に対し、無料クーポン券を配付する。 ※ 公募によるキャッチフレーズ「健診は家族の笑顔守るかぎ」を活用し広報する。 ※ 5月の個人記録表送付時点で、人間ドックを申請済の人には送付しない。 ※ 10月に未受診者に対し受診勧奨を行う。</p> <p>②未受診者の家庭訪問を行う（平成25年度～）。 平成23～25年度の3年間、特定健康診査未受診の者等を対象に家庭訪問を行い、未受診理由確認と受診勧奨を行う（国保連合会の10/10補助事業）。</p> <p>③平成26年度の特定健康診査・特定保健指導の実施率の目標 特定健康診査・・・40.0%（見込対象者数11,193人に対し4,477人） 特定保健指導・・・30.0%（見込対象者数641人に対し192人）</p> <p>④平成24年度に策定した特定健康診査等実施計画（第2期）の進行管理について、通年策定委員会を開催して行う。</p>	通年 4月～2月	市民課 地域振興課 健康福祉課

区分	実施内容	時期	担当課
人間ドック・脳ドックに対する助成	<p>①健康維持と疾病の早期発見のため、健診費用を助成する。</p> <p>対象年齢 35歳～74歳 助成額 25,000円を上限として健診費用の4分の3 * 25年度助成者数 人間ドック・・859人 脳ドック・・46人</p> <p>②健診結果から特定保健指導の対象者に対し、動機付け支援・積極的支援を行なう。</p> <p>③広報ごせんに掲載し受診の勧奨を実施。 * 25年度掲載回数 2回</p>	通年 随時 通年	市民課 地域振興課 健康福祉課
医療費・健診結果分析の活用	<p>①疾病別等医療費の分析及び特定健診・保健指導の実施状況等を活用し、P D C A サイクルに沿った保健事業の実施を図り、健康増進計画の評価に活用するとともに、新たにデータヘルス計画策定の策定を目指す。</p> <p>②医療費・健診結果分析を疾病の重症化予防などの保健指導に活用する。</p>	通年 通年	市民課 健康福祉課 地域振興課
地域保健の推進事業	<p>①市内5地域で健康な地域づくりを推進することにより健康寿命の延伸や生活習慣病の予防を推進し、医療費の削減を図る。</p> <p>事業実施地域・・・五泉地域健康推進委員会 川東地域健康推進委員会 橋田地域づくり推進協議会 巣本地域健康推進委員会 大蒲原地域健康推進委員会</p> <p>②平成25年度に引き続き、市内全域での地域健康推進委員会の組織作りを目指す。通年 村松地区について、地域の人達と共にどんな組織が望ましいか考える。</p>	通年 通年	健康福祉課 地域振興課

区分	実施内容	時期	担当課
健康診査の受診率向上	<p>①各種健康診査の受診率向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査希望調査の配布、回収 ・健診日程表の全戸配布 (検診スケジュール) 特定健診と同時実施する検診 <ul style="list-style-type: none"> ・肺がん検診、結核検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診 ※ 1月は胃がん検診、大腸がん検診についても同時実施する その他の検診 <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診 	1月 3月	健康福祉課
栄養改善推進事業	<p>①食生活改善のため次の事業を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防のため健康教育時に栄養指導を実施 	随時	健康福祉課
早起き健康づくり事業	<p>①市民の自主的な健康づくりとして、運動習慣の定着のきっかけとなるように、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の予防と将来的な医療費の抑制を目的として、新たに健康体操（平成25年度に作った五泉市オリジナルの体操、プラス10きなせやエクササイズ）やラジオ体操などに取り組む2人以上のグループを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回以上定期的に、健康体操・ラジオ体操・ジョギング・ウォーキングなど軽度な運動を新規に行なうグループに対し、登録申請の際に、人数分のタオルを贈呈する。 ・希望するグループに対し、健康体操DVDの貸し出し、CDの配付を行う。 ・希望するグループに対し、ラジオ体操CDの貸し出しを行なう。 ・7月にスポーツ推進委員などによる健康体操の指導者養成講習会を行なう。 ・希望するグループに対し、健康体操の指導を行う。 	5～3月	市民課

医療費適正化事業

区分	実施内容	時期	担当課
医療費通知	①年4回医療費通知を発送し、被保険者の医療費に対する認識を深める。	6・9・12・3月	市民課
ジェネリック医薬品差額通知	①年3回ジェネリック医薬品差額通知を発送し、もってジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費の削減を図る。 25年度に引き続き国保中央会のコールセンター（フリーダイヤル）利用。	7・11・3月	市民課
レセプト点検	①国保連合会作成リストによる資格点検 ②国保資格異動届による資格過誤調整 ③専門的知識を有する業者に委託し、内容点検を実施する。 縦覧・単月点検時には点検員を配置（予定期間数 140H／月） ④国保連合会によるレセプト点検支援事業を活用し、点検技術の向上を図る。 ⑤再審査の効果額等を把握し今後の点検に生かす。 * 24年度内容点検効率の目標値 0.12% * 24年度内容点検効率額 31,111千円（効率率 0.80%） * 25年度内容点検効率の目標値 0.10% * 26年度内容点検効率の目標値 0.08%	通年 通年 通年 随時 随時	市民課 市民課 市民課 市民課 市民課
重複受診者に対する保健指導	①毎月の縦覧点検時に該当者を抽出し、地区担当保健師が訪問等により保健指導を行う。	通年	市民課 健康福祉課 高齢福祉課 地域振興課

区分	実施内容	時期	担当課
適正受診等の普及啓発	<p>①新規資格取得者への被保険者証交付時に、ジェネリック医薬品希望カードを交付する。</p> <p>②被保険者証の更新時等に、「医療機関・薬局の受診等にあたっての留意点」のチラシを同封する。</p> <p>③柔道整復師等の施術における保険給付の範囲について、どんなときは健康保険が使えるのか、対象にならないのは何かについて、周知を図る。</p> <p>④広報ごせんに掲載し普及啓発を行う。 * 25年度掲載回数 2回（上手なお医者さんのかかり方、柔道整復師等の施術）</p>	通年 7月 随時 随時	市民課 市民課 市民課 市民課

国保財政健全化事業

区分	実施内容	時期	担当課
保険税の適正賦課	①未申告者の把握、申告の勧奨により所得を適正に把握する。 ②転入者については、前住所地に所得状況を照会。 (前住所地での未申告者については簡易申告書により所得状況を把握) ③滞納者に対する納税相談時に未申告者へは申告勧奨。 ④過年度の遡及分を適正に賦課するため所得を把握。	7月 通年 随時 随時	市民課 市民課 市民課 市民課
国保運営協議会事業	①国保運営協議会を年3回開催 定例開催としては2回（7・2月）、追加の1回（10月）は保険税率検討のため ②国保連合会による研修会に参加 ※視察研修は2年に1回の実施とし、26年度は実施しない	7・10・2月	市民課
第三者行為求償事務	①連合会のリスト、レセプト点検、消防署の救急搬送者リストなどにより該当者の早期把握に努める。 ②該当者に対し被害届出の提出を求め、速やかに求償事務を行う。 ③各種研修等の活用（連合会による研修会、第三者行為求償事務支援事業） *24年度求償件数・・・9件（一般・退職）	通年 通年 随時	市民課 市民課 市民課

資格適正化事業

区分	実施内容	時期	担当課
国保資格の適正管理	①保険証発送時文書、広報などを活用し喪失届の速やかな提出を促す。 ②納税相談時に資格の確認を実施。	7月 隨時	市民課 地域振興課
適用の適正化	①他の医療保険有資格者調査により、対象被保険者を抽出、照会文書を送付し申請勧奨を実施。 (市内を地区分けし、3年で全地区について実施) * 25年度調査対象被保険者数250人、内37人が社保加入	9月	市民課 地域振興課
退職被保険者への適用	①年金受給者リスト（社保 年4回 共済 年2回）により退職者本人への職権適用をすみやかに行なう。 * 25年度職権適用件数 227件	隨時	市民課
	②被扶養者については、収入要件、税要件、続柄要件の調査により該当者を抽出し職権適用を行う。	隨時	市民課
居所不明者の調査	①保険証・納付書の発送時、納税相談時などに実態を把握し、「居所不明者に係る資格喪失確認の事務処理要領」に従い手続きを行う。	隨時	市民課
国民年金資格喪失情報による届出勧奨	①国民年金資格喪失情報に基づき、年金担当から対象者へ届出勧奨文書を送付。 ②勧奨文書を送付しても届出を行わない者に対し、資格喪失の場合は国保税が減額になる見込みである旨を示した文書を国保担当から送付。必要に応じて保険年金係員と税務課税収係員との訪問により滞納状況も併せて確認し、届出を受け付ける。 * 資格の適正化が滞納分の調定額減に繋がり、収納率の向上も図られる。	隨時 随时	市民課 市民課 税務課

収納率向上対策推進事業

区分	実施内容	時期	担当課																								
	<p>予算編成時の予定収納率を確保するため、次の区分毎の事業を実施する。</p> <p>26年度予定収納率（一般被保険者分）</p> <table border="1"> <tr> <td>現年課税分</td><td>医療給付費分</td><td>93.3%</td></tr> <tr> <td></td><td>後期高齢者支援金分</td><td>93.3%</td></tr> <tr> <td></td><td>介護納付金分</td><td>92.3%</td></tr> <tr> <td></td><td>滞納繰越分</td><td>14.0%</td></tr> </table> <p>※25年度収納実績（一般被保険者分）</p> <table border="1"> <tr> <td>現年課税分</td><td>医療給付費分</td><td>93.5%</td></tr> <tr> <td></td><td>後期高齢者支援金分</td><td>93.4%</td></tr> <tr> <td></td><td>介護納付金分</td><td>91.6%</td></tr> <tr> <td></td><td>滞納繰越分</td><td>17.9%</td></tr> </table>	現年課税分	医療給付費分	93.3%		後期高齢者支援金分	93.3%		介護納付金分	92.3%		滞納繰越分	14.0%	現年課税分	医療給付費分	93.5%		後期高齢者支援金分	93.4%		介護納付金分	91.6%		滞納繰越分	17.9%		
現年課税分	医療給付費分	93.3%																									
	後期高齢者支援金分	93.3%																									
	介護納付金分	92.3%																									
	滞納繰越分	14.0%																									
現年課税分	医療給付費分	93.5%																									
	後期高齢者支援金分	93.4%																									
	介護納付金分	91.6%																									
	滞納繰越分	17.9%																									
新規滞納者の防止	①滞納状況を把握し、催告書発送、電話催告、納税相談により納税を促す。	随時	税務課 地域振興課																								
保険証更新時の納税相談	<p>①保険証更新時に、保険年金係員と税務課税収係の地区担当職員2人体制で納税相談を行う。</p> <p>納入状況、納税相談状況などにより、「国民健康保険短期被保険者証・被保険者資格証明書交付等事務取扱要綱」に従い短期証等を交付する。</p> <p>スケジュール（当初）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知内容</th> <th>発送日</th> <th>相談日・期限等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①納税相談</td> <td>6月5日</td> <td>6月12～19日</td> </tr> <tr> <td>②返還予告通知</td> <td>6月25日</td> <td>7月15日</td> </tr> <tr> <td>③返還通知</td> <td>7月18日</td> <td>7月31日</td> </tr> <tr> <td>④資格証交付決定</td> <td>8月1日</td> <td>8月11日</td> </tr> </tbody> </table> <p>納税相談の対象者・・・12年度第1期以降で12か月以上の滞納（現年度、過年度問わず）がある世帯で、納入状況・折衝状況等から相談を必要とする世帯。</p>	通知内容	発送日	相談日・期限等	①納税相談	6月5日	6月12～19日	②返還予告通知	6月25日	7月15日	③返還通知	7月18日	7月31日	④資格証交付決定	8月1日	8月11日	6・12・3月	市民課 地域振興課 税務課									
通知内容	発送日	相談日・期限等																									
①納税相談	6月5日	6月12～19日																									
②返還予告通知	6月25日	7月15日																									
③返還通知	7月18日	7月31日																									
④資格証交付決定	8月1日	8月11日																									

区分	実施内容	時期	担当課
滞納者対策	<p>①滞納者の実態の早期把握に努め、適切な対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問、長期・高額滞納者の財産調査を行い、差押え等強制処分、執行停止・不納欠損処分の実施。 ・県の徴収機構と連携した滞納整理の実施。 ・差押え物件のインターネット公売の実施。 	隨時	税務課 地域振興課
夜間・年末納税窓口の開設	<p>①日中納税が困難な人を対象として、1月を除く毎月1回、(午後5時15分～8時)開設 広報で開設日を周知する。</p> <p>②年末夜間納税窓口の開設（12月26日（金）、午後5時15分～8時）（予定） 広報で開設日を周知する。</p>	毎月（1月を除く） 12月	税務課 地域振興課 税務課 地域振興課
口座振替の推進	<p>①納付書による納税世帯に対し、納税通知書発送時(仮算定・本算定・隨時)に口座振替依頼書と勧奨チラシを同封する。</p> <p>②国保新規加入者に対し、届出時に口座振替を勧奨する。</p>	4・7月 隨時 随时	市民課 税務課 地域振興課 市民課 地域振興課